

報告第 15 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 9 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和元年 5月27日	247,439円	■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■	平成31年4月14日午後12時20分頃、藤井寺市青山3丁目613番地の8の柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部の駐車場において、消防団の車両を出庫させる際、当該車両の隣に駐車されていた相手方車両の左側面後方と消防団の車両の右側面後方が接触し、損傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。